

第3期5ヵ年(R8～R12)の 土岐川・庄内川流域の減災に係る取組方針(案)について

令和8年6月19日

土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議 協議会

○次期取組方針(案)について・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1-3
○庄内川河川事務所の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・	3-1-9

次期取組方針(案)について

次期取組方針(案)について

次期取組方針 取組項目の見直し方針

■：精査を踏まえて新規追加項目 ■：精査した結果が該当する既存（必要に応じて文言修正）

① 水災害・減災に関連する法律の改訂や提言等 を踏まえた新規追加、想定する対応の精査

- 災害対策基本法等の一部を改正する法律（R7.6.4公布、R7.7.1施行）
 - ・災害用物資の備蓄の充実と状況公表 ⇒ 防災施設の機能に関する情報提供の充実
 - ・情報通信技術等の先端的な技術の演習等を通じた習熟
（緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の増強等、国による地方公共団体に対する支援体制の強化の一環）
⇒ TEC－FORCE派遣時・災害復旧時を想定した、情報通信技術等の先進的な技術の活用演習の実施【新規追加】
- 能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策のあり方について 提言（R7.6）
 - ・衛星画像・ドローン等の活用による早期変状把握と安全度評価
 - ⇒ 被災箇所監視手法の確立と訓練による実効性の確保【新規追加】
 - ⇒ 先発の自然災害による被災エリア全体のリスクの把握、安全度評価手法と運用の確立【新規追加】
- 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（R7.11.11閣議決定）
 - ・新たな防災気象情報の運用
 - ⇒ 警戒レベルに応じた災害情報・避難情報・新しい防災気象情報ととるべき行動の周知徹底
【危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理 から、文言修正】
- 特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令(R6)
 - ・立札のある特定の場所に赴かずとも、インターネットを利用して当該掲示の対象となる情報を確認することを可能とする
 - ⇒ ダム放流情報を活用した避難体系の精査と改善(小里川ダム)
【ダム放流情報を活用した避難体系の確立 から、文言修正】

次期取組方針(案)について

次期取組方針 取組項目の見直し方針

■：精査を踏まえて新規追加項目 ■：精査した結果が該当する既存（必要に応じて文言修正）

② 水管理・国土保全局報道発表の水災害・減災や流域治水に関する施策（R3～）

●マスメディアとの連携

⇒ マスメディア等広報関係者との相互理解による
効果的な周知・啓発・広報の展開 【新規追加】

③ 流域治水プロジェクトの取組項目

●流域治水プロジェクト2.0 に記載の、現状の被害対象に対するソフト対策項目のうち、現行の取組項目で該当するものが明確でないもの（主に民間企業や他機関との連携に関わる内容）

⇒ 民間事業者、他機関/他部局等との連携強化

【実施事例として提示することで、取組項目の具体の対応を限定せず、
様々な取組の促進に繋げるため、文言追記】

⇒ 土地購入・開発時の水害リスクの情報提供

【市町から該当業者への啓発・指導の徹底や、個別地域への情報提供等を
想定し、すでに実施している事項であるが、項目としては新規追加】

④ R7年度までに完了している・現状で実施が未定の取組項目の整理

⇒ 橋梁への量水表示の表示、排水作業準備計画書の作成は、完了のため削除。

⇒ その他、計画で位置づけられている事項については対応済みで、現状では実施予定がないもの（防災拠点等の整備、ポンプ場等排水施設の強化等）は、削除

（今後、計画で位置づけられた場合等には、フォローアップをふまえて項目に追加）

次期取組方針(案)について

次期取組方針 運用面(対象機関・フォローアップ方法)の精査

- R7実施のヒアリングを踏まえ、実施の実態に沿った関わり方を機関ごとに整理。
フォローアップでは、この「関わり方」をベースに実施状況を把握する予定。

【各取組項目への 関わり方(3パターン)】

- a) 主体的に行う : 法的に、あるいは地域一丸となつて行う必要があるため
- b) 情報提供や助言を行う : 土岐川・庄内川以外の、他水系や県管理河川等を対象とした取組について、
情報提供や助言をする
- c) 協力・参加する : 依頼された場合に、協力・参加などをする
- － (実施対象外) : 実施の必要性がない

※ 機関ごと・取組項目ごとに、上記を事務局にて整理。回答時に、取組への関わり方を確認いただくとともに、実施状況を整理いただく。

例) b)の場合、庄内川を対象として実施していなくても、県管理河川沿川での取組を命会議や他市町等へ情報提供した場合は、「実施した」と整理する。

- R7実施のヒアリングやアンケートを踏まえ、各項目の進捗に係る課題については、個別の対応や実施方針を事務局や関係機関と命会議を通して相談していく。
実施中、実施予定の機関で、対応可能な内容を促進していくこととする。(運用面で対応)

次期取組方針(案)について【運用面での見直し方針(案)】

次期取組方針検討に向けたヒアリング より 課題に関する意見 に対する 運用面での対応策(案) 1/2

現行の取組項目	課題やこれから実施すべき事項等に関する主な意見	対応策(案)
防災施設の機能に関する 情報提供の充実	・避難所の食料の備蓄のみ情報提供している。法律が変わったため、 来年度からは資機材も公表する。 ・町が合併しており、保有している資機材を把握しきれていない部 分がある。保管要領、管理する人、場所の整理が困難な状況。 ・「機能」が何を意味するのかが曖昧	(運用面での対応) 法律での必須事項を前提としなが らも、行政間での情報提供は必要に応じて実施して いく
浸水実績等の周知	・近年の浸水実績がなく、過去の記録も残っていない	(運用面での対応) 減災の取組の実施期間である10 年を目安とし、その間に浸水実績がなければ東海豪 雨等の10 年前以前の浸水実績に関する情報の整理、 それも該当がなければ、実施実績が発生した時点で 実施主体とする(それまでは実施主体の対象外とす る)
災害リスクの現地表示(ま るごとまちごとハザード マップの推進)	・ARや3Dハザードマップなど、新しい取組は財政的に困難。新しい 取組よりも、真に必要な取組を優先していく必要がある	(運用面での対応) 他の手段で、「浸水深の現地でのイ メージを把握できる取組」を行う場合(例:ARや3D ハザードマップ等の活用、恒久的な施設でなくイベ ントでの表示等)も対象とする ・実施中、実施を予定している市町を対象とする
避難訓練への地域住民の 参加促進	・地域住民が参加する避難訓練は基本的に市主催ではなく、地元の 防災会や町内会が主催してやっているの、実施主体として想定し ていない。基本的に市主体でなく、共助の考え方で地域の方が自走 して実施している。	(運用面での対応) 地域が自走しているところは継続 するが、自走できない地域での演習や参加者募集は 市町による主体的な支援も必要と想定(実施状況調 査は今後の取り組み内で要相談)。
応急的な退避場所の確保 と周知	・地形がフラットで市内全体がほとんど浸水想定区域であるため、 一時避難場所として指定する適地はない	(運用面での対応) 指定が不可能な場合、公には指定 しないが運用上緊急避難場所とする場所の調査・交 渉等は必要と想定。実施内容については地域ごとに 実施可能な内容を今後要相談。

次期取組方針(案)について【運用面での見直し方針(案)】

次期取組方針検討に向けたヒアリング より 課題に関する意見 に対する 運用面での対応策(案) 2/2

現行の取組項目	課題やこれから実施すべき事項等に関する主な意見	対応策(案)
リアルタイムの情報提供やプッシュ型の洪水予報等の情報発信	・庄内川・新川が氾濫する場合はエリアメールで伝達してもらいたい	県の指定洪水予報河川は、2019年より緊急速報メールを配信している (運用面に対応) その他市町で避難情報等のメール配信やアプリ共有等を実施している場合は、「実施」と評価する。
要配慮者利用施設における避難計画の作成促進及び避難の実効性の確保	・避難の実行性の確保については、施設任せになっている	(運用面に対応) まずは訓練の実施を促進、それにより避難の実効性上の課題や解決策の共有方法を、今後も継続して検討・命会議を通して相談していくことを想定。
広域避難にかかる意思決定の方法、実施体制、広報体制の確立	・広域避難のための調整する仕組みを作る必要がある ・注意喚起はLINEやメールなど実施しているが広まっていない	(運用面に対応) 自治体ごとのタイムラインをふまえながら、広域避難の意思決定方法・不足する体制・避難所・経路等の検討・解決方法を、今後も継続して検討・命会議を通して相談していくことを想定。あわせて、防災教育等を通して、広域避難に関する意識醸成を行うことを想定。
広域避難先、広域避難手段の確保	・一方通行の場所などがあるため他市への避難所経路に問題がある	
広域避難に関する地域住民の意識向上	・東西に広く、安全な場所が確保できるため広域避難は不要 ・広域避難に関連する協定は県内の相互応援協定のみで、(具体的な近隣市町への)広域避難は想定していない ・市内で対応可能であるため広域避難に関する情報提供は実施していない	
消防団(兼任水防団)の人員確保に向けた取組の推進	・HPやイベントでの募集、SNSなど、取組自体は実施しているが、若い世代の団員の確保ができていない	(運用面に対応) 現状、効果の高い対応策はなく、継続的・さまざまな場所での広報・取組が必要と思慮。
浸水被害軽減地区の指定に向けた検討	・浸水被害軽減地区の適地があるかの確認もできていない ・自然堤防があり、浸水被害軽減地区の適地ではあるが、住宅地となっており、再開発とならない限り破壊されるようなことはない	(運用面に対応) 実施中、実施予定のある機関を取組対象とする(適地がない地域において対応を強制することなく、可能な取組を促進する方向とする)

庄内川河川事務所の取組状況

【庄内川河川事務所】 取り組み状況(リスク情報の周知)



洪水対応演習の様子(R8.5.13)



洪水対応演習時の危機感共有会議の様子(R8.5.13)

実施概要

・web会議ツールやZoom、Teamsチャットツール等を活用した、情報共有の高度化を実施する。

令和8年度の取り組みの現状

- ・令和8年5月13日に洪水対応演習を実施し、各関係機関とZoomチャットを活用した情報伝達や、電話を用いたホットラインを実施。
- ・また本演習では各関係機関と危機感共有web会議を実施し（気象台・県・流域市町計9機関が参加）、名古屋地方気象台から台風の進路や気象状況の見通しについての情報を各関係機関と共有。

令和8年度予定と今後

- ・今後も引き続きTeamsやZoom等を活用し、各機関との情報共有やホットラインを実施。
- ・危機感共有web会議については、引き続きZoomを使用する。

